

諮問日 平成27年5月8日

答申日 平成27年7月6日

答 申

第1 審査会の結論

平成27年4月8日付けで、戸田市教育委員会学務課（以下、「実施機関」という。）が、本件異議申立人（以下、「申立人」という。）に対して行った①平成27年度戸田市特別支援学級補助臨時職員、肢体不自由児支援パートタイマー・教育支援パートタイマー面接試験結果（評価及び評定）、②選考の結果、不採用となった理由の分かる全ての文書（以下、①と②を合わせて「本件対象個人情報」という。）に係る自己情報開示請求について、部分開示とした決定（以下、「本件処分」という。）のうち、非開示とした部分につき、当審査会としては、「平成27年度 戸田市特別支援学級補助パートタイマー・肢体不自由児支援パートタイマー・教育支援パートタイマー 採点表」の「順位」、及び他者に関わる部分を除き、全て開示すべきであると思料する。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申し立ての趣旨は、実施機関が平成27年4月8日付けで行った本件処分の取消しと開示を求めるというものである。

2 異議申立ての経過

(1) 申立人は、平成27年3月27日付けで、戸田市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第19条第1項又は第2項の規定に基づき、実施機関に対して本件対象個人情報の開示請求をした。

(2) 実施機関は、同請求に対し、平成27年4月8日付けで、本件対象個人情報のうち、「選考の観点」「その点数」「順位」及び「経験内容に応じた配点」について、条例第16条第1号及び第3号に基づき、それぞれ開示しないとする部分開示決定をし、同決定は、平成27年4月21日付けで、申立人に通知された。

(3) 申立人は、本件処分を不服として、平成27年4月27日付けで、実施機関に対して、条例第28条に基づき、行政不服審査法による異議申立てをした。

第3 申立人及び実施機関の主張

1 申立人の主張

本件処分を違法、不当とする申立人の主張の要旨は、異議申立書及び当審査会における意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

条例第1条によれば、自己情報を公開すればどのような支障を来すのか、具体的、個別的就明に説明できなければ、不開示の根拠とはならない。

申立人は、申立人本人のみに関わる自己情報開示を求めているので、「本人以外の第

三者である個人が識別される個人情報が含まれる」ことなどない。

戸田市教育委員会指導課は、「平成27年度中の学習支援サポーター採用選考」に関する情報公開において、その「観点」及び「点数」を開示しており、最高点及び最低点等についても同様に明らかにしている。また、採点の「順位」についても推定ができる内容になっていることと整合性を欠いている。全国、埼玉県、さいたま市などでは、教員採用試験の結果についても、受験者個人に対し、「観点」及び「素点」を開示しているが、何ら問題がないので、実施機関も、社会の動向に足並みをそろえるべきである。申立人は自分の課題を知り、自己研鑽を積みたいと思っている。部分開示は、正確に自己情報を知りたい受験者の開示請求権に背くものである。以上から、本件情報の部分開示決定を取り消して、開示されるべきである。

2 実施機関の主張

本件処分を正当とする実施機関の主張の要旨は、自己情報部分開示決定通知書、自己情報開示・訂正等決定不服申立事案諮問書、及び当審査会における意見陳述によると、おおむね、次のとおりである。

申立人が請求した自己情報「選考の観点」「その点数」「順位」及び「経験年数に応じた配点」を不開示とした理由は、本件対象公文書が開示されると、受験者が選考基準に応じ、若しくは意識した受験態度や受験の為に準備することが予測され、それにより、受験者本人の本来有している姿が面接により判断できなくなり、個々の質問事項が客観性を持たなくなるおそれがあるため、これを開示すると当該、又は将来の同種の事務事業の公正又は適正な執行に著しく支障を生ずるおそれがあるから、条例第16条第1号および第3号に基づき、不開示とするべきである。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関の主張、意見陳述、並びに実施機関から提出された関連文書を検討した結果、以下の理由により、「第1 審査会の結論」記載のとおり結論に達した。

1 本件対象個人情報の非開示情報該当性の判断基準について

採用・選考事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるか否かを判断することになるが（条例第16条）、その際には、開示することによって、本市特別支援学級補助臨時職員、肢体不自由児支援パートタイマー・教育支援パートタイマーの選考・採用の公正さへの信頼が確保される事や、受験者が自分への客観的な評価を知り、自己の課題を知り、自己研鑽につながる事など開示による利益も考慮しつつ、名目的でなく、実質的に、著しい支障が生ずるか否かを判断する。

2 「選考の観点」について

本件「選考の観点」は、一般的に求められるような人物像の適格性を表しており、平成28年度埼玉県公立学校教員採用選考試験要項が既に公表している「埼玉県教育委員会が求める教師像」にも沿うものである。このような「選考の観点」を開示することで、受験者が選考基準に応じた受験態度を取ったり、受験の為に準備したとしても、それに

よってことさら、受験者の適格性を判断することが、実質的に困難になる蓋然性はない。

3 受験者本人に、「点数」や「順位」並びに「経験年数に応じての配点」を開示することについて

受験者本人に、「点数」や「経験年数に応じての配点」を開示することは、受験者が自分への客観的な評価を知り、自己の課題を知り、自己研鑽につながることなど開示による利益があり、自己情報を知りたい受験者の開示請求権に応えることになる。

さらに、本件情報を開示することは、かえって、当該、又は将来の同種の事務事業の公正又は適正な執行の確保に資することになるので、当該、又は将来の選考・採用事業にとって、著しい支障を生ずる蓋然性はない。

なお、「順位」については、開示することで他者の点数が想像できてしまうおそれがあることから、条例第16条第3項の非開示情報に該当する。

4 本市教育委員会指導課の情報公開事例

本市教育委員会指導課は、「平成27年度中学校学習支援サポーター採用選考」に関する情報公開において、その「観点」及び「点数」を開示しており、当該事業の目的が損なわれていない。よって、評価の観点及び点数を開示することは同種事業に支障が生じていないことの証左となるし、また、公平的観点も考慮されるべきである。

よって、本件情報は、条例第16条第1号の非開示情報に該当しない。

5 以上の次第により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。